

## B I D団体の公益法人認定について

## 【公益認定の基本的仕組み、認定に要する期間等】

- ・公益法人認定は、申請団体が複数の都道府県にまたがれば国（内閣府）、それ以外は当該の都道府県が行っている。
- ・大阪府下の申請団体については大阪府が第3者審査会に諮問し、審査会が法令の認定基準に照らして答申を出し、その答申に基づき府が認定している。
- ・認定申請自体は、実績のない新規創設の一般社団でも可能（見込みで申請）。
- ・申請受け付け後、認定/不認定の審査に要する標準期間は約4カ月。ただし、実際には事前調整などに相応の時間を要しているのが実態。
- ・審査会は通常は月1回程度のペースで随時開催。

## 【大阪府の認定基準に照らしたBID団体の認定の可能性】

- ・府で運用している認定基準は18項目あるが（右表参照）、B I D団体の認定にあたって、主にハードルになると思われるのは以下の①と②の2つである。
- ①公益目的事業（定義は以下のAかつB）比率見込みが50%以上であること（法5条8号）～右表の（17）
  - A. 「公益目的事業」は法2条の別表で掲げる23項目※に該当するもの
  - B. 「公益目的事業」は特定の利益の増進になっていないもの
    - ⇒Bは分担金（受益者から徴収）を財源とする事業と概念が相反する
    - ⇒一般に指定管理事業は「単に行政の下請け事業」と判断され、公益目的事業とは見なされにくい
- ②社員の資格の得喪や議決権に不当に差別的な取り扱いをしないこと（法5条14号）～右表の（11）
  - ⇒法人の社員が特定の組織からの出向者で占めていなければ認定できない

今回の分担金を財源とする指定管理事業は、都市再生特別措置法に位置づけられた都市利便増進協定に基づく事業を行うことから公益目的を果たしていると考えられる。また、実施主体も同法に基づく都市再生推進法人であることから、単に行政の下請けではない。

## 【エリアマネジメント団体の公益法人申請の不認定の事例】

- ・平成22年8月に横浜の一般社団法人（エリアマネジメント団体）が神奈川県に公益法人認定の申請を行ったが不認定となった。この時の審議会の判断は次の通りである。（不認定の主要理由）
  - ①申請者が公益目的事業として挙げた事業の一部は公益目的と認定できず、結果として公益目的事業比率が50%以下となる。（右記の（1）を満たさない）
  - ②社員資格を地区地権者等に限っている。（右記の（11）を満たさない）
- ・ただし、この社員資格の制限のみをもって、不認定の直接の理由として挙げないこととする。
- ・なお、審議会の答申には「地権者等のみならず、市民等の多様な主体の意思が反映される仕組みを構築」や「新たな公益目的事業の追加や公益目的事業の規模拡大」などの措置を講ずれば、公益認定の基準に適合することは十分可能との見解が示されており当該一般社団法人はこれらの見解を踏まえて、改めて認定申請を行うことを検討している。

## 出所：大阪府の「公益法人への移行認定の概要と基準等について」（平成22年10月現在）より項目抜粋

- （1）公益目的事業を行うことが主たる目的であること（認定法第5条第1号）
- （2）公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力があること（認定法第5条第2号）
- （3）理事、社員など下記①～④の当該法人の関係者に特別の利益を与えないこと（認定法第5条第3号、認定令第1条）
- （4）営利事業者若しくは特定の者の利益を図る活動を行う下記①又は②の者に特別の利益を与えないこと（公益法人が行う公益目的事業に対する特別の利益の供与は除く。）（認定法第5条第4号、認定令第2条）
- （5）社会的信用を維持する上でふさわしくない下記①～③の事業及び公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと（認定法第5条第5号、認定令第3条）
- （6）公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（認定法第5条第7号）
- （7）各理事について、その配偶者、三親等内の親族、理事と特別の関係がある者（内縁関係者、使用人、理事から受ける金銭で生計を維持する者、これらの配偶者、三親等内の親族で生計を一にする者）で理事の総数の3分の1を超えないこと。監事についても同様（認定法第5条第10号、認定令第4条）
- （8）他の同一団体の理事その他の役員（人格なき社団の代表者を含む。）、業務執行社員、使用人（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人にあっては職員）で理事の3分の1を超えないこと。監事についても同様（認定法第5条第11号、認定令第5条）
- （9）最終事業年度の収益、費用及び損失の額が1,000億円、負債の額が50億円にいずれも達していない法人を除き、会計監査人を設置していること（認定法第5条第12号、認定令第6条）。
- （10）理事、監事、評議員への報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。（認定法第5条第13号、認定規則第3条）
- （11）社員の資格の得喪や議決権に関し不当に差別的な取り扱いをしないこと。また、理事会を設置していること（認定法第5条第14号）
  - （12）他の団体の意思決定に関与することができる下記①～⑥の財産を、株主総会など当該団体の事業活動の方針を決定する機関における議決権の半数を超えて保有していないこと（認定法第5条第15号、認定令第7条、認定規則第4条）
  - （13）公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その旨、維持、処分等の制限について必要な事項を定款で定めていること（認定法第5条第16号）
  - （14）公益認定取消し等の場合に「公益目的取得財産残額」に相当する財産を、取消し等の日から1ヶ月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること（認定法第5条第17号）
  - （15）清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること（認定法第5条第18号）
  - （16）認定法第16条第2項の遊休財産額が同第1項の年間の公益目的事業費相当額を超えないと見込まれること（認定法第5条第9号）
  - （17）認定法第15条の「公益目的事業比率」（費用ベース）が100分の50以上になると見込まれること（認定法第5条第8号）
  - （18）公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること（以下「収支相償」）（認定法第5条第6号）

※ 別表  
（第2条関係）

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの